

### 3 (3) 市民団体との共催事業内規 (案)

この内規は、総合学習センター飯山市美術館（以下美術館）が、飯山市教育委員会に登録の社会教育団体の内、絵画等を目的とする団体・サークル等（以下団体）と共催するギャラリー企画展に関して定めるものである。

#### 1. 目的

美術館ギャラリー及びロビーを身近な作品発表の場として広く活用を図るとともに、地域に根ざした芸術活動を行う団体の制作意欲の励みの場、あるいは活性化に寄与しようとするものである。

#### 2. 対象団体

年間 1～3 団体程度を登録社会教育団体より美術館が選定し、かつ希望する団体を対象とする。美術館の備品で展示対応できない展示物は対象としない。

#### 3. 利用料

飯山市美術館を主催、出展団体が共催として実施するため、飯山市伝統産業会館条例第 15 条を適用せず無料とする。

#### 4. 会期

美術館が予定する企画展・ギャラリー企画展開催日を除いた会期で行う。1 団体当たり開催日数 14 日間程度とする。

#### 5. 招待券の交付

美術館は、団体に対し団体の出展者数×10 枚の招待券を無償で交付する。

#### 6. 入館料

会期中の入館に際しては、出展者が作品管理・来館者対応等のために入館する場合は無料とする。一般来館者については、通常の入館料を徴収する。（ただし招待券持参者、身障者手帳持参者とその介添人 1 名、市内の小中学生は除く。）

#### 7. チラシ制作

美術館は企画展用のチラシを制作し、その費用を負担するが、1 企画展当たり印刷部数 1500 部を上限とする。ただし団体の希望により、その部数を超えて必要な場合は、団体が差額を実費で負担するものとする。また、新聞折込を行う場合は、折込費用の全額を団体負担とする。

#### 8. キャプション制作

作品のキャプション制作は、団体が準備する場合を除き、団体が美術館に提供する資料を用いて美術館が行う。

#### 9. 展示作業等

美術館内での作品展示は、美術館職員及び団体が協力して行う。撤去作業も同様とする。ただし、美術館への作品搬入は団体が責任を持って行い、搬出も同様とする。